

日時：令和4（2022）年10月21日（金） 14:00～15:00

場所：野付郡別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター

第22期第7回 根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席者人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

(1) 付議事項

議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)

議案第2号 定置漁業権相続人の適格性について (答申)

議案第3号 漁業権切替小委員会の設置について

(2) 報告事項

① 漁業権切替方針等について

② 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

③ 秋さけ漁獲速報について

④ くろまぐろに関する令和4年度管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

(3) その他

6 閉会

第 22 期第 7 回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和 4 年 10 月 21 日（金） 14:00～15:00
- 2 開催場所 野付郡別海町本別海 1 番地の 95 本別海生活改善センター
- 3 出席委員 福原 正純 、 高橋 敏二 、 萬屋 昭洋 、 南出 利春 、
楠 浩 、 内藤 智明 、 相川 泰人 、 平井 敏雄 、
竹本 勝哉 、 木野本 伸之 、 小倉 啓一 、 庄林 満
- 4 欠席委員 大坂 鉄夫 、 釣 光芳 、 三戸 正己
- 5 事務局 事務局長 松浦 謙二 、 主事 松島 可奈枝
- 6 臨席者 根室振興局 産業振興部
水産課長 菅原 敬展 、 漁業管理係長 中村 公彦 、
国際漁業係長 宮本 崇弘
- 7 議題
 - (1) 付議事項
 - (2) 付議事項
議案第 1 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)
議案第 2 号 定置漁業権相続人の適格性について (答申)
議案第 3 号 漁業権切替小委員会の設置について
 - (2) 報告事項
 - ⑤ 漁業権切替方針等について
 - ⑥ 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
 - ⑦ 秋さけ漁獲速報について
 - ⑧ くろまぐろに関する令和 4 年度管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (3) その他

8 会議の内容

事務局長	<p>関係者の皆様お集まりになりましたので、ただいまから第22期第7回根室海区漁業調整委員会を開催します。</p> <p>開会にあたり福原会長から挨拶いただきます。</p>
福原会長	<p>第22期第7回根室海区漁業調整委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。令和4年漁期も後半に差し掛かりまして、何かと厳しい漁模様が続く状況にあります。委員の皆様方、並びに菅原水産課長をはじめ、関係者の皆様方におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。この場を借りましてお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日の議題でございますけれども、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間」、「定置漁業権相続人の適格性」、「漁業権切替小委員会の設置」について、付議事項が3件でございます。また、報告事項として、「漁業権切替方針等」、「定置漁業権に係る資源管理の状況等報告」、「秋さけ漁獲速報」、さらに「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更」についての4件となっております。漁業権切替方針や漁場計画策定要領が施行され、操業期間の基本的な考え方などが示されてきており、漁業権切替に関する動きが本格化していく状況となっております。</p> <p>平成30年の漁業法改後、初となる漁業権切替にあたりましては、委員会の果たす役割が、ますます大きくなってきているところですが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただき、この漁業権切替に臨んでいければと存じます。</p> <p>最後になりますが、皆様のご協力により、審議がスムーズに進められますよう、お願いいたしまして、簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>続きまして、ご臨席いただいております、皆様をご紹介いたします。着席したままで失礼させていただきたいと思っております。根室振興局水産課より菅原水産課長様でございます。その隣が中村漁業管理係長様でございます。その隣が宮本国際漁業係長様でございます。以上がご来賓の方々のご紹介となります。次に、本日の出席状況でございますが、欠席委員が大坂委員、三戸委員、釣委員の3名が欠席され、12名の出席というところでございます。</p>
福原会長	<p>本日は、定員15名のうち、12名の出席を頂いておりますので、委員会は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員についてでございますけれども、委員会規程の第</p>

7条によりまして、私の方から指名させて頂きたいと思っております。小倉委員さんと竹本委員さんをお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。議案第1号、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を説明を求めます。

事務局長

ご説明いたします。お手元の資料、次第をめぐっていただきまして、ちょっと厚い資料になっているんですけども、右上に議案第1号と記載された資料をご覧ください。

令和4年9月12日付けで、水産林務部漁業管理課から、それと令和4年10月14日付けで、根室振興局産業振興部水産課から、当委員会に諮問がございました。詳細な内容につきましては、担当より説明させますのでよろしく願いいたします。

松島主事

松島と申します。それでは、私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

本議案につきましては、漁業法第58条において、読み替えて準用する同法第42条において、知事許可漁業の新規の許可を実施するにあたり、制限措置の内容、申請すべき期間の2つにつきまして、海区委員会へ意見を聞くこととされておりますことから、諮問するものであります。

初めに議案第1号資料の1ページ目をご覧ください。

資料1としまして、本庁漁業管理課所管「かにかご漁業（根室振興局管内太平洋海域）」の諮問文となります。

資料をめぐっていただきまして、裏面の2ページ目をご覧ください。

「かにかご漁業（根室振興局管内太平洋海域）」の制限措置の公示案となっております。

制限措置の内容につきましては、昨年度同様で変更はなく、申請すべき期間につきましては、年度の変更のみとなっております。

次の3ページ目から6ページ目につきましては、参考資料としまして、「かにかご漁業（けがに）の許可等に関する制限措置等の取扱い（根室振興局以太平洋海域）」を添付しておりますので後ほどお目通しいただければと思います。

次に、7ページ目をご覧ください。

資料2としまして、根室振興局所管「小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほたてがい）」ほか8件の諮問文となります。

資料をめぐっていただきまして、裏面の8ページ目をご覧ください。8ページ目から計9件分の制限措置の公示案となっております、8ページ目

から24ページ目まで順に、「小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)」「ほたてがい」・「ほっきがい等」・「うに」・「ほや」・「なまこ」)の制限措置の公示案、25ページ目から35ページ目までが「潜水器漁業(「うに」・「なまこ」・「ほたてがい」・「こんぶ」・「ほや」)」の制限措置の公示案、36ページ目から「たこ漁業(から釣り)(北方四島周辺海域)」の制限措置の公示案、37ページ目、「すけとうだら固定式刺し網漁業(北方四島周辺海域)」の制限措置の公示案、38ページ目、「はえ縄漁業(たら及びめぬけ)(ロシア連邦200海里水域内)」の制限措置の公示案、となっております。

以上の制限措置の内容及び申請すべき期間につきましては、昨年度同様で変更はありませんが、36ページ目から38ページ目のいわゆる対口許可に関する制限措置の公示案の内容のうち、漁業時期、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び申請期間につきましては、例年、11月から12月にかけて行われるロシアとの交渉において妥結後に正式に決まるため、○表示となっております。

妥結後に時期等の○表示を埋めて公示すること、及び、交渉妥結から操業始期の期間が短いため、北海道漁業調整規則第12条第2項に基づく申請期間が1ヶ月を下回ってしまう可能性があることにつきましては、ご理解いただきたい次第でございます。

私からの説明は以上となります。

福原会長

ただ今、議案第1号について説明がございました。この件について質疑に入りたいと思います。

皆さんの方から、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長

ありませんか。それでは、議案第1号については、原案のとおり決定し、知事に答申したいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声)

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、議案第2号「定置漁業権相続人の適格性について(答申)」を上程いたします。説明を求めます。

事務局長

資料の方が右上に議案第2号、定置漁業権相続人の適格性についてでございます。1枚目が標津地区、標さけ定第5号定置漁業免許（南 達哉 ほか4名）の免許につきまして、工藤 正幸さんの死亡に伴い、長女 宮本 郁子さんに承継という内容が1ページ目。

3ページ目からずっと歯舞地区の案件になりまして、3ページ目、根さけ定第19号定置漁業免許（南保 義浩 ほか13名）、藤島 昭一さんの死亡に伴い、長女 藤島 とみえさんに承継する案件。5ページ目について、根さけ定第27号定置漁業免許（小倉 啓一 ほか93名）、塚田 幸子さんの死亡に伴い、三女 高本 典子さんに承継する案件。7ページ目に入りまして、同じく根さけ定第27号定置漁業免許（小倉 啓一 ほか93名）、進藤 勇勝さんの死亡に伴い、長男 進藤 正人さんに承継する案件。最後になりますが、9ページ目、根さけ定第28号定置漁業免許（工藤漁業部（株）ほか43名）、大島 謙策さんの死亡に伴い、長男 大島 賢一さんに承継する案件となっております。ご審議の程よろしく願いいたします。

福原会長

それでは、標さけ定第5号定置漁業免許、工藤 正幸さんの死亡に伴う承継について、関係委員さん、説明をお願いいたします。

平井委員

定置第5号宮本 郁子さんに関しましては、標津地区の漁民でありまして、既に当漁協の組合員として組合員資格継承されております。また当該さけ定漁業権の相続につきましても、漁業法第72条第1項の各号には該当せず、適格性には問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

福原会長

ただ今、平井委員さんから説明がございました。適格性有りとして、よろしゅうございますか。

（はいの声）

福原会長

はい。ありがとうございます。続きまして、根さけ定第19号定置漁業免許、藤島 昭一さんの死亡に伴う承継。根さけ定第27号定置漁業免許、塚田 幸子さんの死亡に伴う承継。根さけ定第27号定置漁業免許、進藤 勇勝さんの死亡に伴う承継。根さけ定第28号定置漁業免許、大島 謙策さんの死亡に伴う承継。

以上4件について、関係委員さん、説明をお願いいたします。

南出委員	<p>事務局より説明のありました、根さけ定第19号定置漁業免許、藤島とみえさん、根さけ定第27号定置漁業免許、高本典子さん、進藤正人さん、根さけ定第28号定置漁業免許、大島賢一さんについては相続に関わる継承でございます。すべてそれぞれが歯舞組合の組合員となっております。また当該定置漁業権の相続につきましても、漁業法第72条第1項の各号には該当せず、適格性には問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
福原会長	<p>ただ今、南出委員さんから説明がございました。適格性有りとして、よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声)</p>
福原会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第2号については、5件とも適格性有りとして、知事に答申することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「漁業権切替小委員会の設置について」を上程します。</p> <p>なお、本件につきましては、報告事項①と関連しますので、一括して、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>ご説明いたします。お手元の資料、議案第3号と書かれている、1つクリップ止めしている資料があります。これをばらして見ていただきたいと思っております。先に会長のご挨拶にありまして、漁業法改正後初のこととなりますので、海区漁業調整委員会の役割など、おさらいも含めまして、説明に入りたいと思っておりますので、説明のお時間いただきたいと思っております。</p> <p>まず議案第3号の関連資料としまして、報告事項1の資料をご覧ください。この作業スケジュールの次に、カラーの「海区漁業調整委員会の権限と役割」がつけてありまして、この方を先にご覧いただければと思っております。この資料の目次のとおり、「1. 委員会制度について」には委員会の権限と役割、3. 委員の選出についてを説明することになるのですが、資料の6ページ目には、失礼しました、説明がはしょりすぎてまして。資料の2ページ目、3ページ目、2ページ目からは委員会制度ということで、漁業法・委員会制度の沿革について載っております。6ページ目には改正漁業法の概要について載っております。資料の13ページ目までについては改正後の漁業法改正漁業法の概要になっておりますので、後ほどご確認いただければと思っております。</p>

14ページ目、「2. 委員会の権限と役割について」を説明していこうと思います。p15にありますとおり改正漁業法による委員会の役割の変化を見ていただきたいのですが、左側が改正前、右側が改正後となっております。ぱっと見増えている内容がございますが、増えている内容が、資源管理に関する管理の部分、それから北海道ではおそらく出てこないであろう、沿岸漁場管理制度、沿岸の海域制度というのは漁業者が海域清掃をしたり、海を大事に使っていることに対する費用を一部負担をとれるという制度なんですけれども、そういったような新たな仕組み、制度ができていて、それらを設定する際は委員会としても沿岸漁場管理制度の場所を設定する、しないといったですね、制度の新設による関与が増えているところです。

16ページには「海区漁業調整委員会の役割」となっております。海区委員会の役割として漁業に関する事項を処理することとして、括弧書きで海区漁業調整委員会の権限として○が八つあります。今回、漁業権に関する諮問も変わって、実務的には、漁場計画はこれまで海区委員会の方で知事へ提出していくというスタイルだったものが、法改正後は知事が定める漁場計画に対する意見を出していくというふうに変わってきております。また、免許する制度は変わったのですが、免許すべきものこれに関する意見はこれからもしていくので資料16ページの漁業権免許の実質上の決定、これを行う役割は改正前も改正後も変わらないということでございます。漁場計画の実務的な部分では法改正後でまだ探り探りではあるんですけども、国や道の指導を受けながら、委員会としても役割を手がけていくことになるということでございます。

18ページ目の漁業権のスケジュール感については、後ほど報告事項1で説明します。

20ページ目には、委員会の役割が記載されております。法改正前の漁場計画は、漁場計画を改めて樹立していくという、まさしく「切替」というスタイルでしたが、法改正後は、使われている漁業権漁場は漁場計画の設定が必要となって「更新」の様なスタイルになりますが、新設や廃止・変更は可能となる内容もあります。また、漁業権者の決定については、きちんと使われている漁業権については、従前の者に免許することとなるのですが、これから新規の漁場というのが出てくるのであれば、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許する仕組みとなっております。

続きまして23ページ、委員会指示とはとあります。切替とは関係ありませんが、23ページには委員会指示権についての説明があります。これも委員会の役割になるのでお伝えいたします。改正法第120条に委員会指示の規程がありますが、改正前から変更はございません。27ページには水産庁

からの通知がありまして、委員会指示違反は法や規則違反のような直罰性は無く、知事の裏付け命令があって初めて罰則が加えられるものであるとか、委員会の権威を失墜させないような指示内容で有るべきとか、もともと、漁民の漁場における道義心に信頼して、大多数に守られることが前提である考え方だったり、委員会指示権の扱いは難しいものがあるという、委員会指示は便利な道具のように使われる面が多いんですけども、実は難しい部分があるんだということが記載されていますので、後ほどご確認願います。

32ページからは「3. 委員の選任について」説明している資料で一通り終わっているところがございますので、後ほどご確認願います。

委員会の役割はこういうものがあるんですよというところをお話しさせていただきましたが、資料変わりました、「資料1 漁業権切替方針及び運用」について、ご覧ください。

本件につきましては、道庁漁業管理課が主催となりまして、6月29日に中標津での説明会が、全道的にも説明会が開催されまして、各地域の意見等を聞きながら、資料1をめぐっていただいて2ページ目の新旧対照表にあるとおり修正をされて、8月10日付けで策定されて通知があったものでございます。6月の切替説明会で変更があった点につきましては、ごらんの新旧対照表にあるとおり、文言の整理のみなものですから、切替方針の読み上げはしませんが、これからの切替の根幹となる内容ですので、後ほどで結構ですので、今一度内容をご確認いただけたらと思うところであります。

資料変わりました、「資料2 漁場計画策定要領」についてでございます。

本件、名前が示すとおり、漁場計画の策定を円滑に進めるための要領で、一般的な事項や漁業権切替小委員会の設置、漁場計画の作成方法について触れております。この中で、3ページ目「第3 漁業権切替小委員会の設置」について、議案第3号に関連しますので、読み上げたいと思います。第3漁業権切替小委員会の設置。1. 漁場計画の策定にあたっては、漁場の利用に関する関係漁業者の意見等を十分に反映させるため、委員会に委員若干名で構成する漁業権切替小委員会（以下「小委員会」という。）の設置について考慮するものとする。2. 小委員会は委員会の付託を受けて次の業務を行うものとする。（1）漁業権切替に必要な漁業者等の意見集約等（2）漁場計画の作成に係る助言等（3）隣接委員会との協議（4）試験研究機関との協議に係る助言等（5）漁港管理者、港湾管理者及び海上保安部等関係機関との協議（以下「関係機関協議」）に係る助言等（6）その他漁業権切替に関する調査への協力等。という内容を考慮しながら小委員会の設置について考えていくものとします。

なお、議案第3号につきましては、小委員会の設置の可否について審議頂

くものであります。設置が可となった場合には、議案第3号の方でもって小委員会運営要領（案）も用意しておりますので、議案第3号の「根室海区漁業調整委員会漁業権切替小委員会運営要領（案）」をご覧ください。この小委員会は切替毎に開催されるものでして、新旧対照表で前回と今回で作っております。

第1条は、備考にありますとおり切替期の整理に伴う変更です。

第2条は、先ほど説明しました策定要領の中で委員会の役割でありました、これまで海区委員会が漁場計画の樹立をして知事へ建議する流れであったため、旧要領の役割であったところですが、今後は知事からの漁場計画に関する協議を受けることが前提となったために業務内容の記載について整理したところですが、ただし、漁場計画の作成にあたっては、免許の実質上の決定を行う委員会でもあるので、積極的に関与していくこととなります。この内容については文言が整理されただけだと思って頂けたら幸いです。

第5条で修正があるんですが、関係機関との協議については、従来、漁港管理者や海上保安部等に対して、漁場計画樹立前に委員会として協議を行っていたところですが、基本的には知事が行うスタイルと変わりましたので、当委員会でも必要に応じてこれまで同様に委員会が関係先との協議を行えるように整理して、動きやすいようにしたところです。

あと切替期間のスケジュールについてですが、「報告事項1」の「漁業権切替作業スケジュール」について、ご覧ください。すべてのスケジュールが入って少し見づらいところではあるんですが、この表の頭は海面共同・区画・遊漁規則・内水面共同・区画・定置、と並んでおります。現在、10月下旬では、海面・内水面の共同・区画漁業権に係る漁場計画（草案）作成のための各種作業が行われている最中です。

海面共同・区画、12月中旬には漁場計画草案回答というスケジュールになっておりまして、委員会回答の前に、小委員会が設立されるならば、小委員会の方で意見を取りまとめて委員会としての回答を出していく流れになるのかと、従前であればそのようにされたいきさつがあります。

また、定置関係では、現時点で9月下旬から10月上旬にかけて既存漁業権者の意向要望調査、それから地域の課題整理が行っている最中にあります。その隣には操業期間や河口制限といった、前回の切替の時にも札幌の方から操業期間や河口制限の基本的な考え方について、それぞれの委員会の方に課題の検討が降りてきた内容があります。この辺の札幌からの宿題については、スケジュールがちょっとズレまして、これから示される予定となっております。

地域の課題整理をしつつ、札幌からの宿題が出てくる中で、おそらく、前

事務局長 回切替と同様に、当委員会の意見を求められる動きがあり、その際には前回では小委員会での議論が求められていたという流れが想定されます。
事務局からの説明は、以上です

福原会長 ただ今、議案第3号について、漁業権切替に関連して様々な内容の説明となりましたが、まず、この説明についてご質問等ありますか。

(ありませんの声)

福原会長 はい、まず漁業権切替小委員会の設置について、道から示された「漁場計画策定要領」の第3において、「漁場の利用に関する関係漁業者等の意見等を十分に反映させるため、若干名で構成する小委員会の設置について考慮するもの」とされております。また、お手元の資料にありますとおり、当海区では、過去の切替に於いて、切替業務を円滑に推進するために漁業権切替小委員会を設置していたことから、今回の切替に当たっても、小委員会を設置する方向が良いと考えますが、いかがでしょうか？

(はいの声)

福原会長 それでは、議案第3号については、漁業権切替小委員会運営要領のとおり設置することとします。よろしいですね。

(はいの声)

福原会長 次に、小委員会の構成についてです。事務局から、事前に各方面にお知らせしておりました。小委員会の設置が可決された場合に、委員を選出しておいていただくよう進めていたところでございます。構成については、事務局聞き取りの結果をお知らせすることによりよろしいでしょうか？

(はいの声)

事務局長 それでは構成委員につきまして、事務局よりお知らせいたします。
議案第3号の2ページ目、3ページ目をご覧ください。3ページ目は過去の委員さんも含めてデータが入っております。端が第15次・第8次となっております。上から順番に、根室につきまして相川委員、歯舞につきまして南出委員、落石につきまして庄林委員、湾中について高橋副会長、

事務局長 別海漁協は福原会長、野付漁協は内藤委員、標津漁協は平井委員、羅臼漁協は木野本委員、というお知らせでした。以上です。

福原会長 次に委員長及び副委員長の選任につきましてでございます。運営要領の第3に「委員長及び副委員長は、委員が互選する」となっております。前回、平成29年の選出方法については、本委員会終了後に小委員会を開催しまして、当時の中澤会長から委員長の指名をして、委員長から副委員長の指名となっております。また、小委員会の開催時間は5分程度ということもありましたので、今回の選出については、この場で私からご指名させていただくということでしょうか？

(はいの声)

福原会長 それでは、委員長につきましては、前回も委員長を努めて頂いております、高橋副会長に今回も委員長をお願いしたいと思います。また、副委員長につきましては、北部側から、過去にも副委員長を務めて頂いております、木野本委員をお願いしたいと思いますのですが、どうでしょうか？

(はいの声)

福原会長 それでは、高橋委員長、木野本副委員長におかれましては、これから本格化する切替にあたって、特段のご尽力を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

ただ今、議案第3号につきまして、審議終了となりましたが、報告事項である漁業権切替方針等に関して、皆さんの方から何か質問等ございますか。

高橋委員 昨今のちょっと振興局に聞きたいんだけど、ここまで漁獲が動かない、定置によらずね。根室管内については4単協については北洋漁業を中心にやってきて、今更言ってもどうもならないんだけど、漁業法の改変遷、さけますの減船、あらゆる漁のがなくなっている。相当環境が厳しいという、あるいは沿岸だけでなく沖合の漁業そのものもせっかく船は作っても仕事がなくなっている、漁業ができなくなっている。いわしだとかをやって上手く食いつないでいるという状況なんですけれども、4単協が集まったときに、この切替の件で何か新しい漁業でも作っていかなければならない、そういう話をしてたわけでありまして、今、このスケジュールだ

とか共同漁業権の話聞いてますと、淡々と今までの漁業を引き継ぐという話に見えるんですけども、このような問題にどのように考えますか。根室管内に新しい漁業を作る。そういう環境があるかどうかを知りたい、どう考えているのか。

菅原課長

今の話、漁業権切替だけの話ではないと思っているんですけども、今北洋の漁場が減衰してきて、新しい漁業をといるところではイワシ、今資源が増加しているということで今現在も営まれているのかなと思います。漁業権の切替の部分だけの話では今のところそういう漁業権漁業の中で、こういう新しいものをやりたいという話は私の方では分かっていないんですが、そういう話があるのであれば、当然漁業権化していきたいなと思います。

高橋委員

それでね、特採の方でたらばがにがありますよね。この特採関係で切替でなんとかならないかという話も出てたと聞いているんだけど、もし、その漁業権の取得に向けた行使規則の場合はどういう扱いになるの。組合長として、組合のこと考えると自ら発言していかないとと思うんだけど。だけど海区委員の立場ではそういうことでもないような気もするもんですから。漁業を新しく作っていくという部分では漁業者の方からそういう要望を出された場合はどういうふうに扱うのか。

菅原課長

かにつきましては、根室管内につきましては、かのにの扱いは従前から制限されているので、その制限を単純に解除という形にはならないかなと思っています。かにかご漁業の許可の中で一部調査として、獲る魚種の緩和というのはやってるんですけど、漁業権漁業全般の中でかのにを許可するという話は今のところない。

高橋委員

今漁業権切替の感じを見ますと、海区委員という立場を離れて組合長の立場で根室管内の全体のどうするんだという話し合いの場を会長に言った方がいいのでは。今ある組織でやってる中で集まっていくということも含めて考えてもいいんでしょうか、どうなんでしょうか。

事務局長

切替の小委員会も絡んでくる内容なので、事務局の方から回答させてください。これまでもあったように様々な漁業に対する、漁業権漁業の内容に対する要望整理については、その可否、是非については小委員会の中で議論されながら根室海区の漁場計画として定めていくものだというもの

事務局長 もあるため、地域の話があるのであればまず組合のなかでもいろいろな交通整理があると思うのですが、そういうものが突破してこれはいいものだというものがでてくるのであれば、次は小委員会の中で共同漁業権の整理ということをやっていく格好になるかと思います。

高橋委員 前は定置の漁業権の切替で、今回は10年の共同漁業権も一緒に小委員会でやるの。

事務局長 はい、そうです。

高橋委員 思ってる矢先のこの切替だから、何かこう切替がもとに新しいものが作られるなんかあるもんでないかと思っている。やはり各組合でよく考えてみようかなと思っているところはあるけれど、もしそういうものができあがったときにはお願い申し上げたいなと思います。

事務局長 切替以外のお話ではあるんですが、うちの管内で委員会指示でいわしのたもあみ漁業、いわしって漁業権漁業とか知事許可漁業とか、大臣許可漁業とかそういった許可の、法に基づく漁業の狭間にいるような役割をした特採みたいなものもあり、委員会指示もあり、出てくる要望に対してどういうあてがいが一番いいのということも小委員会中での議論もそうですし、組合さん含めて地域全体としての議論としてもまた、ある可能性はあるのかなど。これ、というわけではなく、いろんな要望に対していろんな対応が出てくるのではないかということです。

高橋委員 まき網漁業ね、あれ小型まき網なんて使えないよ。いわしの場合は少なくなったら共同漁業権の区画内も含めて魚がいれば獲るだけですよね。そう考えると根室管内の小型棒受け網なんか、小型まき網漁業、あれ下の方通るんだから2艘でやらなくても、ああいうのも漁業を作らないものなの、どうなの。

菅原課長 漁業権漁業ではないですね。知事許可漁業です。

高橋委員 知事さんがそういうことを考えてくれないのかな。北海道として、もう少し、さんまの棒受け網もありますけど、技術的にも漁的にも少ない。やっぱりまき網方式でやったときの方がっていう、そういう思いがね。

南出委員	それはこの場で話すことではないのでは。
菅原課長	なにかそういう相談があれば、いつでも相談には乗ります。
高橋委員	委員としてではなく、漁業を営むものとしての話。今のその環境から脱却するには何が必要なのかという漁業者としての思いなんだけどね。どうなんだろうね。
事務局長	通常起こりえる要望だとは思っておりますので、事務局の方にでもいいですし、組合通じて振興局の方にでも話ができれば、また改めて相談、検討させていただければと思います。今日は話題提供として承っておきまして、水産課の方ともこんな話出たよねと情報共有しながらやっていけたらと思います。
福原会長	他、ございませんか。以上で、付議事項を終了いたします。 続きまして、報告事項2の「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告」について、報告事項3の「秋さけ漁獲速報」について、報告事項4の「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更」について以上3件について、事務局から説明します。
事務局長	ご説明いたします。報告事項2、定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告にでございます。報告の対象となる漁業権は、本年3月に既に報告のあった羅臼のさけます定置14件を除く、161件であります。報告の内容としては、別紙、次のページの漁業法施行規則第28条第2項に定められた、漁業権の種類及び免許番号、報告の対象となる期間、資源管理に関する取組の実施状況、操業日数、漁獲量その他の漁場の活用状況、その他必要な事項と定められておきまして、知事からきた委員会への報告内容は「別紙のとおり」となっております。 報告の対象件数161件のうち、160件はいずれも、適切に資源管理に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められていると報告があります。 ただし、5ページ目、別さけ定第16号につきましては、合理的な理由が無く休業しており、適切かつ有効に漁場が活用されているとは認められておりません。しかし、その休業した状況は漁業権者の責によるものと認められないと判断されておりますので、法第91条に基づく指導には該当していない案件だと報告が来ております。

事務局長

報告は全部一括で続けさせていただきます。報告事項3、秋さけ漁獲速報です。数量と金額、昨日20日現在が今海区に入ってきておりますから、10日現在の状況について数字をまとめさせていただきました。秋さけ漁獲推移はこうなっております他、今回A3の資料を付けさせていただいたんですけども、小型化が進んでいるのかという話があったり、さけの入りがちょっと遅いなという話があったので、旬毎の入り方や大きさとか過去10年と比較しながら今がどうなのかというところで、見られるような表を作ったので、後ほどご確認いただければと思います。目廻りは皆さんおっしゃるとおり数値として小さかった。これは平成元年からの資料1を見ますと、平成30年と令和4年が3kgを切るという状況にあるのかなというところがございます。

あと、報告事項4、クロマグロ関係でございます。これは事前の開催案内では入ってなかったんですけども、10月12日に本庁の方から送られてきましたので、今回報告事項として入れさせていただきました。この10月12日付け変更につきましては、国全体のトン数は変わらないんですけども、水産庁仲介による融通でして、他県やまき網との融通をしまして、北海道として大型25tを小型25tに交換したものとなっております。

なお、交換したい要望のあった地区は、宗谷・渡島地区の小型魚への変換を要望するというものがあって、それが水産庁の融通が整ったという内容でございました。

事務局からの報告は以上です。

福原会長

それでは、報告事項につきまして、事務局から説明がございました。何か質問等ございますか。

庄林委員

4番目のくろまぐろの件なんですけど、われわれ根室海区は昨年と変わらないような状況なんですか。

菅原課長

根室海区については変わらないです。

庄林委員

近年さ、うちの前浜でもいいんだけど、去年今年、今年、今までよりよかったけどくろまぐろなんか、トン数がある程度少ない中で先取りで終わっちゃう。生きてるものはいいけど、実際、死んでるものもいて、あげることができない、という状況がある。そういうこと鑑みると、できればなるべくある程度のトン数を確保して欲しいなど。秋さけの漁獲が予想以上に来ているものですから、それでも獲れるものがあれば獲りたいなという

庄林委員 ものがあるんですけども、その辺も含めてどうなのかなど。太平洋側の根室海区のくろまぐろももう少しトン数を上乗せして欲しいなど。

中村係長 くろまぐろに関しては、うちの太平洋側で大型魚の漁獲が多く、消化が結構進んでしまった状況でありまして、今くろまぐろの資源管理については、これまで振興局毎に北海道から配当されていたんですけども、今年から配当の方法が変わりまして、根室管内と網走管内で共通で管理する方法に変わったんですよね。今年度についてはオホーツクの余剰分を根室振興局に譲渡してもらう形で、多少なんですけれど、30kg以上の大型魚の個体だけは700kg程度数量が増えているというふうになっております。

庄林委員 700kgなら大型3本もあればすぐ終わっちゃうよね。

小倉委員 余ったところから融通し合うっていうのはまず一步だよね。

高橋委員 この規制はいつまで続くの。全体的には資源は増えてるんでしょ。今のこの状況はどうなの。

庄林委員 増えてるよね、我々は増えているように見える。

高橋委員 全国の海で見えてるという話聞くんだけど、どこまで規制してどこから回復、考えなきゃなんじゃないの、どうなの。

菅原課長 基本的には資源評価とかそういうものに基づいて変わってくるんですけども、国際条約の中で定められているので、簡単にすぐ、この地域で多いからというふうにはならない。

小倉委員 現実的には、今年を例に挙げると、根室南部もよく入りましたよ。それだけ獲れてきているんだけど、今、そのTACの話、それが小さいんだよね。ここにきてるのは100分の3とか4くらい。来年度以降からも余った地区からもらうっていうふうにならないと、北部が獲れてないからね、今の現状ではそれしかないのかなど。

庄林委員 今回も200kgのくろまぐろ、30kg以上のやつ網走管内からもらった分、1日で終わっちゃったしょ。

萬屋副会長 うちら操業前に操業終わっちゃう。操業前に終わりまあトンの数的にね。ただ、根室管内だけって訳にもいかないんで。

福原会長 噴火湾なんてずるいよね、獲れるところはうらやましいよね。その辺の話は今この場でどうこういう話ではないと思いますんで。
以上で報告事項終了してよろしいですか。

(ありませんの声)

福原会長 以上で、報告事項を終了いたします。
続きまして、事務局の方から「その他」について何かありますか。

事務局長 次回開催の関係でした。定例的な開催だと12月開催ということになるんですけども、漁業権関係、本庁からの宿題がどう出されてくるのかというところでは、小委員会の聞き取りや、会長と相談しながら進めていきたいと思っておりますので、ひょっとしたら定例の前に1回、2回あるかもしれません、ということをご了解いただきたいなと思っております。
事務局からは以上です。

福原会長 そのほか、全体を通しまして、何かございますか？

(ありませんの声)

福原会長 無いようでございますので、以上をもちまして、第22期第7回の委員会を閉じたいと思っております。
本日はいろいろと活発なご意見等をいただき、長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございました。今年も早いもので残り2ヶ月半でございます。各般これからのご活躍をお祈り申し上げます。それでは終わります。ありがとうございました。

(15:00 終了)